

2

第2章

国及び東京都の動向

1

国の政策動向

(1)

文化芸術基本法と 文化芸術推進基本計画

平成29年に文化芸術振興基本法が改正され、国の文化芸術施策の新しい基本法である文化芸術基本法が成立しました。この法のポイントは、文化芸術を単体で振興するのではなく、他の行政分野と連携して総合的に推進するものとされたこと（基本理念として観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携を図ることとされた）、文化財や芸術文化だけでなく、各種の生活文化を含むものへと振興の対象が大幅に拡大したこと、及び、国の計画に合わせて地方自治体において文化芸術の推進計画を、国の文化芸術推進基本計画を参照して、その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画を定めるよう努めることと

されたことです。

文化芸術基本法に規定された、国の文化芸術に関する施策に関する基本的な計画として、平成30年3月に第1期計画が、令和5年3月に第2期計画が閣議決定されています。それぞれの基本計画は、文化芸術行政の対象を文化芸術の「本質的価値」と位置付けた上で、基本法では、「本質的価値」だけでなく、文化芸術がもたらす「社会的・経済的価値」もあわせて推進することと、また、「社会的・経済的価値」の推進においては、他省庁との連携を図りながら文化芸術を推進することとなっています。これは上述した法における他の行政分野との連携の理念に則ったものです。

(2)

第2期文化芸術推進 基本計画

令和5年度に策定された文化庁の第2期文化芸術推進基本計画では、第1期計画を基本的に引き継ぐ形で中長期目標が設定されるとともに、文化芸術推進を検討する上で重要な近年の社会経済動向として、新型コロナウイルス感染症の影響と、デジタル化・少子高齢化・国際的、地球規模の課題・我が国の文化芸術のグローバル展開が指摘されています。

「文化芸術推進基本計画(第2期)－価値創造と社会・経済の活性化－」基本目標

中長期目標①

文化芸術の創造・発展・継承と 教育・参加機会の提供

●文化芸術の創造・発展、次世代への継承が確実に行われ、すべての人々に充実した文化芸術教育と文化芸術活動の参加機会が提供されていることを目指す。

中長期目標③

心豊かで多様性のある 社会の形成

●あらゆる人々が文化芸術を通して社会に参画し相互理解が広がり、多様な価値観が尊重され、心豊かな社会が形成されていることを目指す。

中長期目標②

創造的で活力ある 社会の形成

●文化芸術に効果的な投資が行われ、イノベーションが生まれるとともに、文化芸術の国際交流・発信を通じて国家ブランドの形成に貢献し、創造的で活力ある社会が形成されていることを目指す。

中長期目標④

持続可能で回復力のある地域における 文化コミュニティの形成

●地域の文化芸術を推進するためのプラットフォームが全国各地に形成され、多様な人材や文化芸術団体・諸機関が連携・協働し、持続可能で回復力のある地域における文化コミュニティが形成されていることを目指す。

計画における社会経済変化の認識

新型コロナウイルス感染症の影響

●新型コロナの感染拡大による、文化芸術イベントの中止・延期・規模縮小、行動自粛
●文化芸術を専門的に支える個人や団体の文化芸術活動の減少、観光需要の減少、海外との文化交流の停滞、地域の祭礼等の中止、学校における子どもの文化芸術活動の減少など極めて甚大な影響
●改めて文化芸術の持つ本質的及び社会的・経済的価値の重要性とともに、今後有事が生じた場合の迅速な対応の必要性等について再認識

社会状況の変化

●デジタル化の急速な進展による表現形態の多様化、幅広い需要に応えられる創造空間の実現、NFT[※]の活用など取引形態の多様化
●急激な少子高齢化により、特に地方部での文化芸術の担い手が減少、鑑賞者など需要の減少・市場の縮小
●国際的・地球的規模の課題に対する文化芸術の貢献への認識の高まり
●アジア発のコンテンツが興隆。我が国の文化芸術のグローバル展開が急務

※ Non-Fungible Token (非代替性トークン) の略称。「偽造・改ざん不能のデジタルデータ」であり、ブロックチェーン上で、デジタルデータに唯一の性質を付与して真贋性を担保する機能や、取引履歴を追跡できる機能をもつもの。

(3)

障害者文化芸術推進法／ 基本計画

平成30年に文化庁と厚生労働省との共管で障害者文化芸術推進法が成立し、平成31年には、第1期基本計画が両省によって策定され、令和5年に第2期計画として改訂されました。この法の目的は、文化芸術基本法・障害者基本法の基本的な理念に基づき、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することによって、障害者の個性と能力の發揮及び社会参加を促進させる点にあります。また、

同法では、文化芸術基本法と同様に、地方自治体に対して地域における計画策定を努力義務としています。

同法及び基本計画の特徴として、障害者の参画機会の拡大に加え、障害者が制作した作品を適正に評価し、権利保護を行い、流通させていくという障害者の文化芸術の市場化促進の方向性が組み込まれています。

(4)

その他の主な変化動向

文化芸術基本法の成立を踏まえ、福祉領域だけでなく、他の行政領域と文化芸術領域の政策の連携が進められており、これにあわせて法律の改正や新法の整備が行われています。主な内容は以下のとおりです。

文化芸術推進の総合化への流れ

教育との連携

- 文部科学省設置法の変更により、学校における芸術教育が文化庁の所管に
- 文化庁の所管となる博物館の範囲が、美術・歴史だけでなく、すべての分野に拡大

観光との連携

- 博物館法の改正→ 観光などの地域振興への取組が努力義務化。民間博物館も登録可能に
- 文化財法改正 → 保存だけでなく活用を進めるための自治体の計画づくりが可能に
- 文化観光推進法→ 博物館や歴史的な施設などの観光拠点化の支援

2

東京都の政策動向

東京都では、令和4年3月に、「東京文化戦略2030～芸術文化で躍動する都市東京を目指して～」（計画期間：令和4年度～令和12年度）を策定しています。

この計画では、新型コロナウイルス感染症の影響や、東京2020大会の文化プログラム（Tokyo Tokyo FESTIVAL）とそこから生まれたレガシーを踏まえて、2040年代

における東京のるべき姿を描き、その実現に向けて文化行政の方向性や重点的に取り組む施策を示しています。

将来像及び4つの戦略とも、文化・芸術の推進やアーティストの育成に加えて、「都民の生活がより豊かになる」「人々のウェルビーイングの実現に貢献する」など、教育や福祉、産業、観光など多様な分野への活用を目指すものとなっています。

「東京文化戦略2030」～将来像を実現するための2030年に向けた「戦略」

4つの戦略

| 戦略1 | 戦略2 | 戦略3 | 戦略4 |
|--|---|---|---|
| 誰もが芸術文化に身近に触れられる環境を整え、人々の幸せに寄与する～人々のウェルビーイングの実現に貢献する | 芸術文化の力で、人々に喜び、感動、新たな価値の発見をもたらす～人々をインスピアする | 国内外のアートシーンを中心として、世界を魅了する創造性を生み出す～芸術文化のハブ機能を強化する | アーティストや芸術文化団体等が継続的に活動できる仕組みをつくる～持続性のある芸術文化エコシステムを構築する |

4つの重点手法

| 1 デジタルテクノロジーの活用 | 2 企業等との協業 | 3 目標を実現する担い手の育成 | 4 関係自治体との連携強化 |
|--|---|--|--|
| 人々が「これまでと違った芸術文化の楽しさを体感する」「効率的に芸術文化プログラムを体験する」「ネットワーク化が促進される」ことなどを目的とし、デジタルテクノロジーの効果的な活用を推進する。 | 企業等と東京都の双方が目標を共有できる事柄に関して協業を進める。特に、芸術文化に関心を持つ企業等の投資や支援を促進するための仕組みを設計する。 | 各戦略の実行に必要な担い手（芸術文化団体・アーティスト・技術スタッフなど従事者）を重点的に育成する。担い手に必要な要件を具体的に定義するとともに、その定義を広く共有し、育成のための施策を展開する。 | 各戦略の実行において区市町村が大きな役割を果たす事業については、お互いが意識を共有する場を設けるとともに、足並みを揃えた施策を展開していくことを目指す。 |